

科学研究費助成事業(科学研究費補助金)研究成果報告書

平成 25 年 5 月 23 日現在

機関番号:15401

研究種目:研究活動スタート支援

研究期間:2011~2012 課題番号:23830044

研究課題名(和文) 高校以下私学助成制度の形成―国の制度変化と県の受容

研究課題名 (英文) The Formation of Private School Subsidy System in Prefectures

-How Local Governments Accept National Institutional Change

研究代表者:

小入羽 秀敬 (HIDEYUKI KONYUBA)

広島大学・高等教育研究開発センター・研究員

研究者番号:70609750

研究成果の概要(和文):本研究は、高校以下の私学助成について、特に国庫補助金制度が導入される 1975 年以前に着目して、県による私学助成制度の策定に対して国がどのような影響を与えているのかについて分析した。分析の結果、政策誘導としての機能を持たない地方交付税制度の変化であっても、県は国の政策決定とほぼ同様の政策を実施していたことが示された。また、国庫補助金制度の導入によって私学助成の「標準額」が提示されたことで、少ない額を補助していた県の底上げが図られた一方で、従来多くの額を補助していた県が標準額に近い額に助成額を設定する傾向になったことが確認された。

研究成果の概要(英文): This study tries to clarify the effect of the central government on prefectural private school subsidies for primary and secondary schools. It especially focuses before 1975, which the Private Educational Institution Promotion Subsidy Act was enacted and a national subsidy for private high-schools was started. Through the analysis, the change in tax allocation grant, which were said to have no function to guide prefectures to introduce policies of the central government, lead prefectures to take the same policies as the central government decides. Also, introduction of national subsidy for private high-schools and the setting of the "standard budget" lead prefectures to act two ways. One way is to increase prefectural subsidies to "standard budget". But, in the other hand, there were some prefectures, used to set the large amount of private high-school subsidies, set their subsidy amount close to the "standard budget". In this case, the national subsidy system held down the increase of subsidies among those prefectures.

交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2011 年度	1, 100, 000	330, 000	1, 430, 000
2012 年度	800, 000	240, 000	1, 040, 000
年度			
年度			
年度			
総 計	1, 900, 000	570, 000	2, 470, 000

研究分野:社会科学

科研費の分科・細目:教育学

キーワード:私学助成、私立高校、都道府県、地方交付税、国庫補助金

1. 研究開始当初の背景

(1) 現在、私立高校は日本の全高校の約3

割を占めており、高校教育において非常に重要な役割を担っている。私立高校の収入源としては生徒からの学納金以外には国や県か

らの私学助成が挙げられ、行政からの補助が 私立高校経営にとって必要不可欠なものと されている。しかし、昨今の財政難および地 方分権改革の進行によって私学助成制度へ の見直しが図られるようになり、私学助成の 効率的な配分を前提とした制度改革が行わ れるようになってきた。制度改革を考える上 で重要なことは、制度が本来持っているの と、その制度がどのように運用されているの かについて経年的に明らかにすることであ る。

- (2) 私学助成に関する先行研究は主に教育 社会学で多くなされてきたが、大半は高等教 育が対象であり、私学助成と私立大学の関係 について分析がなされてきた(荒井(2007)、 米澤(2010)など)。一方、高等学校を対象 とした研究は主として高校生文化や学力な どその学校内部に着目したものが多く、高校 の私学助成制度に関する研究は極めて少な い。教育行政学では、私学を対象とした研究 の多くは私立学校法等の法的解釈が中心で あり、さらにそれらの研究が対象としている のは私立大学であった。一方、公立学校研究 では教育行政学の主要な研究関心が義務教 育課程の学校にあり、高校については公立私 立を問わずほとんど研究対象とされていな かった。
- (3) 研究代表者は地方分権改革以降の私学助成制度を、国と県の関係に着目して研究を進め、財政力と県内私学のニーズによる分類が分析枠組みとして有効であり、財政難の自治体であれば県内私学のニーズが高くても国庫補助金制度の変更の影響を強く受けることを知見として示した(小入羽 2008)。この分析をより精緻化するためには、制度変化を原因とした実態の変化を、政治的要因を含めた分析によって明らかにすることが求められている。
- (4) 国レベルでの私学助成制度の制度変化を時期別に次の3つに区分して財政変化の政治的要因に着目した分析を行う。3区分は(a)第1次生徒急増期に伴う地方交付税法改正(1965年)、(b)地方交付税交付金単位費用への人件費計上(1970年)、(c)国庫補助金制度の導入(1975年)である。(a)および(b)の時期は先行研究では扱われてこなかった私立学校振興助成法以前の私学助成の実態であり、国庫補助が行われていない状況下での国による制度変化を県がどのように受容したのか明らかにする。(c)では国庫補助金制度の導入による国からの影響力の強化の帰結について(a)(b)と同様に明らかにする。

2. 研究の目的

(1) 第 1 に、同時代での県間差を明らかにすることである。一般的には国庫補助金制度の導入が地方自治体レベルの政策の画一化を招くとされている(宮本 1990)が、国庫補助金制度導入以前の私学助成制度ではどのような県間差が発生していたのかを(a)(b)(c)それぞれの区分でクロスセクション分析を行うことで実証的に明らかにする。

県によって私立高校の位置づけは異なる。 私立高校が公立高校の補完機能として働いている県、私立学校が公立高校とほぼ対等の位置づけを持っている県、私立学校が高校教育を牽引している県があり、それぞれ私学助成制度は多様であると考えられる。本研究では高校数の公私比率を代替変数として分析を行う。また、私学助成の予算の多寡や項目の実態には県の財政力も勘案する必要があるため、財政力の有無と私立高校の割合による2軸を設定してケースを選択する。

(2) 第2に、3区分の時代間の差異を明らかにすることである。前述した3区分を時系列的に分析することで、現在の私学助成制度が形成されてきた過程を明らかにする。

本研究で扱う国レベルでの3つの制度変化を通じて県私学助成制度が項目、金額ともに拡大していったことを明らかにする。例えば地方交付税交付金単位費用への人件費計上が大きなインパクトであった。地方交付税の用途は県の裁量に任されるが、私学助成の単位費用分の確保は以後大きなイシューとなっている。現在ほとんどの県での私学助成の算定式に地歩交付税交付金の単位費用が含まれており、1965年~1975年にかけて国が設定した基準が全国の私学助成のスタンダードとなっていく状況を時系列分析によって明らかにする。

(3) 第3に、時系列分析とクロスセクション分析を総合した分析をすることで県私学助成の変遷を明らかにする。

国による制度変化によって私学助成項目や金額の県間差が収斂していく傾向にあることを実証的に明らかにすることで、国庫補助金のような強制力のある補助金がなくても県私学助成制度は国の動向からの影響が強かったことを示す。

3. 研究の方法

(1) 第 I に、枠組み構築を行う。本研究の 特徴の一つは教育学以外の学問領域の知見 の援用であり、政治学、行政学、経済学等の 文献をレビューして分析枠組みを構築する ことは非常に重要となる。特に、近年これら の領域で行われてきた政治過程分析の知見 は教育行政分析において示唆深いものであ り、私学関係団体、自治省や文部省、県議会 議員等多くのアクターが関わる私学助成制 度分析を行う上で隣接領域のレビューは欠 かせないものである。

- (2) 第 2 に、データ分析を行う。財政規模の変化を分析する本研究では、県レベルの予算データを扱うことが非常に重要となる。私学関係予算の項目までをデータとして扱うことを予定しているが、国が発行している統計書(『都道府県決算状況調』『地方財政統計年報』『地方教育費調査報告書』等)にはこれらのデータが掲載されていないため、ケースとなる県の県庁や県議会図書館等に直接行って予算書を集める必要がある。その他変数として扱うと考えられる県別学校数、生徒数等の基本データは学校基本調査を利用する。
- (3) 第3に、質的分析を行う。(2)にて収集したデータの変動に関する要因を探る上で、当時の社会経済的状況や政治的状況を県ごとに詳細に検討する必要がある。分析にあたって県議会議事録や新聞記事、学校史、県教育史などの史資料をベースとした記述データを用いる。特に当時の私学助成制度の実態や、制度変化に際してどのアクターが関与したのかを明らかにする上で記述データは重要な資料となる。
- (4) 以上(1) ~ (3) までの研究手法を用いて、「1. 研究開始当初の背景」の(4) で述べた3つの時代区分((a) 第1次生徒急増期に伴う地方交付税法改正(1965年)、(b)地方交付税交付金単位費用への人件費計上(1970年)、(c) 国庫補助金制度の導入(1975年)) に焦点を当てて分析を実施した。

4. 研究成果

(1) 第 1 に、文部科学省をはじめとする中央政府からの県への私学関係補助金がどのように推移してきたのかについて明らかにした。私立高校関係の政策は基本的に所轄庁である県の自治事務であることから、1975年の私学振興助成法の成立までは経常費補助、施設・設備費補助などでほとんど行われてことを明らかにした。特に 1965年をピークとする生徒急増期であっても、軍権助金自体は多く措置されておらずによる補助金自体は多く措置されておらずにはちの増加が特徴的な傾向であった。これは国庫補助金制度成立までの期間、県は国からの補助金を受けずに地方交付税や自主財源を私学助成の原資としていたことを示している。

- (2) 第 2 に、地方交付税法改正によって人件費が私学助成に計上された 1970 年代前後の都道府県私学助成の状況について分析を行い、同制度改正が県の私学助成制度に変化をもたらしたことを明らかにした。具体的には次の 3 点となる。1 点目は国による制度変更による県への影響が確認できた点、2 点目は使途の限定されていない地方交付税交付金によって私学助成のスタンダードが作られた点、3 点目は地方交付税としての標準化の限界である。
- (3) 第3に、国庫補助金制度が導入された 1979 年前後の都道府県私学助成の状況につ いて分析を行い、国庫補助金制度が国によっ て導入される前に存在した都道府県間の私 学助成額のばらつきが導入以降は縮小した ことを明らかにした。また、詳細にばらつき の変化を検討すると、国庫補助金の導入が全 国の私学助成の底上げにつながった一方で、 先進的に大きな額を交付していた県が国庫 補助単価に近づくように伸び率を抑えてお り、結果として国庫補助単価が全国の標準額 として認識され、全県がそこに近づけるよう な助成額の設定を実施するような役割を果 たしていることを示した。これは、国が国庫 補助制度導入という制度変化を行ったこと で県がその変化に影響され、結果として追従 している状況を示していることを示した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計4件)

- ①小入羽秀敬、私立学校振興助成法成立による都道府県私学助成の変容―国庫補助金導入前後の経常費助成―、日本教育政策学会年報、20巻、査読有、2013、掲載決定
- ②<u>小入羽秀敬</u>、中央政府による私学助成政策の変遷—国庫補助金と貸付金に着目した校種別の時系列分析—、大学論集、査読有、44集、2013、63-80
- ③青木栄一、小入羽秀敬、山中秀幸、時系列 データを用いた教育財政制度の実態分析— 義務教育費の財源構成にみる政府間財政関 係一、東北大学大学院教育学研究科研究年報 第60集第2号、査読無、2012、13-36
- ④小入羽秀敬、人件費補助の制度化が都道府 県私学助成に与えた影響—1970 年・1971 年 の地方交付税法改正に着目して—、教育行政

学論叢、査読無、32号、2012、15-24

〔学会発表〕(計2件)

- ①<u>小入羽秀敬</u>、国庫補助金制度成立以降の都道府県私学助成 一国による制度変化が県に与えた影響 日本教育行政学会第 47 回大会2012 年 10 月 27 日 早稲田大学
- ②<u>小入羽秀敬</u>、私立学校振興助成法の成立と 都道府県私学助成政策 日本教育行政学会 第 46 回大会 九州大学 2011 年 10 月 9 日
- 6. 研究組織
- (1)研究代表者

小入羽 秀敬 (HIDEYUKI KONYUBA) 広島大学・高等教育研究開発センター・研 究員

研究者番号:70609750

(2)研究分担者

()

研究者番号:

(3)連携研究者

()

研究者番号: